

亀山市告示第182号

亀山市市民活動応援交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年7月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市市民活動応援交付金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市市民活動応援交付金交付要綱（平成25年亀山市告示第97号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

（2）地域まちづくり協議会 亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）第7条第1項の規定による届出を行った協議会をいう。

第6条、第8条第2項、第19条から第21条まで、第22条（見出しを含む。）及び第23条中「地区コミュニティ」を「地域まちづくり協議会」に改める。

第25条第2項第4号中「亀山市地区コミュニティ連絡協議会」を「亀山市地域まちづくり協議会連絡会議」に改める。

別表を削る。

様式第1号、様式第7号及び様式第8号中「地区コミュニティ」を「地域まちづくり協議会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の亀山市市民活動応援交付金交付要綱第25条第2項第4号に掲げる委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。